

第3次壮瞥町教育大綱

令和7年度～令和11年度

夢・希望へチャレンジ

笑顔あふれる元気なまち そうべつ
～ふるさと子どもたちへの贈り物～

令和7年2月

壮 瞥 町

目 次

I 基本的な考え方と期間	P 1
1 大綱策定の背景	
2 基本的な考え方	
3 大綱の期間	
II 基本目標、基本方針及び施策の方向性	P 2
1 基本目標	
2 基本方針及び施策の方向性	
基本方針1 変化する社会をたくましく生きる力の育成	
施策の方向性1 確かな学力を育む教育の推進	
施策の方向性2 豊かな心を育む教育の推進	P 3
施策の方向性3 健やかな体を育む教育の推進	
施策の方向性4 地域とともにある学校づくり	P 4
施策の方向性5 高校を核とした地域創生	
基本方針2 生きがいを創り出す生涯学習の推進	P 5
施策の方向性6 社会教育活動の推進	
施策の方向性7 文化芸術活動の促進・支援	P 6
施策の方向性8 スポーツを核とした人づくりの推進	

I 基本的な考え方と期間

1 大綱策定の背景

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを図ることを目的として教育委員会制度が見直されました。

平成27年4月1日から施行された新制度においては、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議の設置、地方公共団体の長による教育大綱（法第1条の3第1項による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」）の策定が設けられたところです。

この教育大綱は、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長が、総合教育会議の場において協議し、法の趣旨に基づき定めるものです。令和2年に策定した第2次壮瞥町教育大綱が、令和6年度で期間が終了しますので、見直しを図り策定するものです。

2 基本的な考え方

少子高齢化や生産年齢人口の減少、高度情報化、グローバル化の進展、核家族化などとともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、「ふるさと壮瞥」で子どもたちが生き生きと学び育つことができ、また、すべての世代が生涯にわたり自ら学び、学んだ成果を地域で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を示す「壮瞥町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

第2次の大綱は、町の最上位計画である「第5次壮瞥町まちづくり総合計画（令和2年度～令和11年度、以下「総合計画」という。）」と整合性を図り策定したものであり、第3次の大綱は、第2次の大綱を基本として必要な見直しを加えたものです。

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。社会経済情勢の変化や総合計画にあわせ、必要に応じて見直します。

Ⅱ 基本目標、基本方針及び施策の方向性

1 基本目標

総合計画では、「地域の活動は全て「ひと」に支えられており人材育成と体制づくりが重要」と位置付けております。社会の形成者として必要な自立・協働・創造する力を、生涯を通じて身に付けられるよう、質の高い学習機会の充実を図り、「笑顔あふれる元気なまちづくり」を基本目標として、総合的な教育施策を推進します。

夢・希望へチャレンジ
笑顔あふれる元気なまち そうべつ
～ふるさととは 子どもたちへの贈り物～

2 基本方針及び施策の方向性

基本方針1 変化する社会をたくましく生きる力の育成

変化する社会の中で、子ども一人一人が主体的に生き抜くことができるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指します。保・小・中・高がそれぞれの教育活動を充実させるとともに、連携、接続の充実を図ります。

◆ 施策の方向性1 確かな学力を育む教育の推進

(1) 授業改善の推進と ICT 等を活用した確かな学力の育成

- ア 全国学力・学習状況調査、標準学力テスト等の結果を分析し授業改善に活用します。
- イ 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱をバランスよく育みます。
- ウ 教育課程の検証改善サイクルを充実させます。
- エ ICT を適切に活用した個別最適・協働的な学びを充実させます。
- オ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を充実させます。

(2) 学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実と学習習慣の定着

- ア 児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。
- イ 言語活動や読書活動の充実を図るため、学校図書室の充実を図ります。
- ウ 主体的に家庭学習に取り組む態度の涵養や望ましい学習習慣の定着を図ります。

◆ 施策の方向性2 豊かな心を育む教育の推進

(1) いじめの根絶に向けた取組の推進

ア 学校、家庭、地域、教育委員会などが連携し、いじめの未然防止などに係る取組を推進し、情報通信機器を使用した問題行動等の未然防止・早期発見に取り組みます。

イ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を各学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。

(2) 道徳教育の推進と人権教育の充実

ア よりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を育む取組を推進します。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、自他を尊重する態度、人権に対する正しい理解、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育む指導の充実に努めます。

ウ 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。

(3) ふるさと・キャリア教育とグローバル人材育成等の充実

ア 小中9年間を見通したふるさと教育により、ふるさとへの誇りと愛着を涵養します。

イ 発達段階に応じた自分らしい生き方を考えるキャリア教育を推進します。

ウ 外国語教育・フィンランド国派遣事業の充実と異文化交流の促進を図ります。

エ SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた担い手を育む教育活動を推進します。

◆ 施策の方向性3 健やかな体を育む教育の推進

(1) 学校保健・体育・食育の充実

ア 健康の保持増進に必要な知識・能力や望ましい食・生活習慣を身に付けるための指導を充実します。

イ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じて、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。

ウ 学校、家庭、地域が一体となった健康づくり、運動機会の創出に努めます。

(2) 防災及び学校安全に関する教育の推進

ア 児童生徒の発達段階に応じた安全教育と通学路の安全対策や児童生徒の安全確保の取組を推進します。

イ 日常の防災教育の充実、噴火等の災害発生時への対応など、防災体制の充実を図ります。

◆ 施策の方向性 4 地域とともにある学校づくり

(1) 保育所・小学校・中学校教育の連携

ア 幼児期における教育内容の充実を図るとともに小学校との円滑な接続に努めます。

イ 小学校・中学校の教育内容の充実を図るとともに、円滑な接続と連携の充実を図ります。

ウ 小・中 9 年間を見通した教育課程の編成による併設型小中一貫教育を推進します。

(2) 特別支援教育の充実と不登校児童生徒等への支援

ア 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、学校全体で支援する体制の充実を図ります。また、保護者の意向を踏まえた計画的・継続的な支援に努めます。

イ 特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、関係機関と連携し、切れ目のない教育相談や適切な就学指導を実施します。

ウ 不登校及びその傾向が見られる児童生徒一人一人の状況に配慮した指導体制の工夫・改善に努めます。

エ ICT を活用した適切な支援と多様で適切な教育機会を確保します。

(3) 教育環境の整備と部活動の地域移行等

ア 教育施設の適切な維持管理を計画的に推進します。

イ 学習に必要な教材を導入、活用し教育活動の充実を図ります。

ウ 国の方針を踏まえ、地域と学校の実情に応じ必要な環境づくりを行ないます。

◆ 施策の方向性 5 高校を核とした地域創生

(1) 産業教育の充実と地域貢献

ア 地域の企業や事業所等と連携し、興味や適性に応じた、職場実習、インターンシップなどの取組を充実させ、必要な地域産業の担い手の育成を図ります。

イ 地域の事業所や関係機関と連携し、積極的に取り入れ調査研究を推進します。

(2) 教育環境の整備

ア 長期的な展望に立った検討を行い、方針を策定し、改善充実を図ります。

基本方針2 生きがいを創り出す生涯学習の推進

壮瞥町民一人一人が生涯を通じて学び続け、その成果を活かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の充実を図ります。また、子どもたちが夢と希望を持ち続け、壮瞥町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民一人一人が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへと繋がる活動を支援します。

◆ 施策の方向性6 社会教育活動の推進

(1) 生涯を通じた学習機会の充実

- ア 主体的な学習活動等や学んだ成果を生かした社会参画の促進を図ります。
- イ 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組の促進と関係機関との連携・協働による家庭教育支援を推進します。
- ウ 地域で互いに支え合う人づくり、まちづくりにつながる学習活動を推進します。
- エ 高齢者が新しい生き方を模索し、支え合える地域づくりに対応した学習機会の提供を支援します。

(2) コミュニティ・スクールの充実

- ア 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価・改善の充実を図ります。
- イ 家庭・地域・学校が目指す子ども像や教育目標、学校運営の基本方針や重点等を共有し、地域学校協働本部の取組を促進します。

(3) 読書活動の推進

- ア 図書ボランティアや読み聞かせグループ等と連携した読書活動を推進します。
- イ 児童生徒が本に、より親しむ環境づくりを推進します。

(4) 豊かな国際感覚を育む教育活動の推進

- ア 壮瞥町の最も特色のある事業であるフィンランド国研修（令和6年度～令和14年度まで隔年で実施）については、工夫・改善を加え推進します。
- イ フィンランド国研修、外国語活動及び外国語の授業をとおして、異文化を理解し、協調する態度やコミュニケーション能力、豊かな国際感覚を育む教育活動の充実を図ります。

◆ 施策の方向性 7 文化芸術活動の促進・支援

(1) 主体的な文化芸術活動の充実と人材育成

ア 文化芸術活動団体などと連携を図り、文化芸術活動の支援に努めます。

イ 活動や作品などを発表する機会の充実を図り、児童生徒の創意と個性豊かな文化芸術活動を一層促進し、人材の育成に努めます。

(2) 文化財や地域資源を活用した地域に貢献する活動の推進

ア 洞爺湖、昭和新山、ジオパークなどの豊かな地域資源を教材として活用し、「そうべつ」の良さを体感する教育活動を推進します。

イ 指定文化財などの文化財の保護と活用に努めます。

◆ 施策の方向性 8 スポーツを核とした人・地域づくりの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進（スポーツでひとづくり）

ア 幼少期からのスポーツ機会の充実と体力の向上を図ります。

イ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

ウ 体育協会・スポーツ少年団活動の充実を図ります。

エ 総合型地域スポーツクラブによるスポーツ活動の充実を図ります。

(2) スポーツ交流の推進（スポーツでつどう）

ア スポーツ推進委員会を中心としたスポーツ活動の充実を図ります。

イ 町民が集うスポーツ活動の充実及び近隣市町村との連携を推進します。

ウ スポーツ「雪合戦」などの特色ある地域スポーツ活動の普及を支援します。

(3) 地域資源を有効活用したスポーツ活動の推進（スポーツでまちづくり）

ア ジオパークや自然等を活用したアウトドアスポーツを推進し地域振興に努めます。

イ スポーツ合宿誘致を検討します。

ウ 町内施設の有効活用を促進します。

エ 体育施設の整備について検討します。